

令和6年度川崎市物価高騰対策給付金 こども加算分の御案内

給付金の支給額

(対象児童1人につき) **2万円** (1回限り)

支給対象となる世帯

令和6年度川崎市物価高騰対策給付金(3万円)を
受給した・受給資格を有する方の中で
令和6年12月13日時点で、同一世帯の18歳以下
(平成18年4月2日以降生まれ)の児童を監護している世帯

申請期限

令和7年7月31日(木)

- ・電子申請の場合 当日 午後11時59分まで
- ・郵送の場合 当日 午前9時まで(川崎港郵便局留必着)

※期限を過ぎての申請はどのような理由でも受け付けておりません。

申請が必要な世帯について

物価高騰対策給付金(3万円)の支給が終わった世帯から、手続き不要で順次支給いたしますが、
下記の(1)、(2)に該当する方は、別途申請が必要となります。

- (1)令和6年12月13日時点で児童と別居しているが、監護(仕送り等)している世帯
- (2)その他(令和6年度川崎市物価高騰対策給付金の受給資格を有するが、申請期限(令和7年5月30日)に間に合わず未申請で、平成18年4月2日~令和7年6月30日までに出生した児童のいる世帯やDVケース等)

⇒ 電子申請または郵送にてお申込みが必要です。

★今回の給付金から、R6 川崎市物価高騰対策給付金を受給していて、令和6年12月14日~令和7年6月30日までに出生した児童がいる世帯は、手続き不要で同じ口座へお振込みする運用に変更しました。

お問い合わせ 川崎市給付金コールセンター

0120-000-685

午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 (土日祝を除く)

電子申請フォーム▼ こども加算 HP▼



詳細は二次元コードから
御確認ください。